

## 川崎臨海部防災協議会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 川崎臨海部における災害の未然防止や発生した災害の拡大防止を図るとともに、市民及び従業員等の安全確保及び二次災害の防止、企業の事業継続性の確保などの課題について協議・検討するため、川崎臨海部防災協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 川崎臨海部における防災・減災に関する事項
- (2) 川崎臨海部における企業行政間の連携、企業の事業継続に関する事項
- (3) 地域との連絡調整が必要と考える事項
- (4) 川崎臨海部企業及び本市とのその他調整が必要と考える事項

### (組織)

第3条 協議会は、座長、副座長及び構成員をもって組織する。

2 座長には危機管理本部危機対策部長を、副座長には臨海部国際戦略本部事業推進部長をもって充てる。

3 構成員は別紙のとおりとする。

### (会議の開催)

第4条 協議会は、座長が必要と認めるときに、座長が招集する。

### (関係者の出席)

第5条 協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 協議会の庶務は、危機管理本部危機対策部及び臨海部国際戦略本部事業推進部において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は座長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成24年10月29日から施行する。

この要綱は、平成26年5月15日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年11月20日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年1月4日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年12月12日から施行する。

## 川崎臨海部防災協議会 構成員名簿

	役 職	名 称
1	座 長	川崎市危機管理本部危機対策部長
2	副座長	川崎市臨海部国際戦略本部事業推進部長
3	構成員	旭化成株式会社川崎製造所
4	〃	E N E O S 株式会社川崎製油所
5	〃	J F E アーバンリサイクル株式会社
6	〃	J F E スチール株式会社東日本製鉄所（京浜地区）
7	〃	株式会社レゾナック川崎事業所
8	〃	全日本空輸株式会社ANA 殿町ビジネスセンター
9	〃	株式会社デイ・シイ川崎工場
10	〃	東亜石油株式会社京浜製油所
11	〃	日本冶金工業株式会社川崎製造所
12	〃	富士電機株式会社川崎工場
13	〃	プレス工業株式会社川崎工場
14	〃	特定非営利法人産業・環境創造リエゾンセンター
15	〃	東扇島協議会
16	〃	川崎港運協会
17	〃	大川町産業振興連絡協議会
18	〃	浅野町工業団地組合連絡協議会
19	〃	川崎商工会議所
20	〃	海上保安庁第三管区海上保安本部川崎海上保安署
21	〃	川崎臨港警察署
22	〃	陸上自衛隊 第31普通科連隊
23	〃	川崎市危機管理本部危機対策部担当課長
24	〃	川崎市臨海部国際戦略本部事業推進部担当課長
25	〃	川崎市消防局警防部警防課長 川崎市消防局予防部保安課長
26	〃	川崎市港湾局港湾振興部庶務課長 川崎市港湾局港湾経営部整備計画課長
27	〃	川崎市経済労働局経営支援部経営支援課長
28	〃	川崎区役所危機管理担当担当課長

—	事務局	川崎市危機管理本部危機対策部 川崎市臨海部国際戦略本部事業推進部
---	-----	-------------------------------------